

## 多様なナショナルミニマム 実態の把握に向けて

雨宮処凛

一口にナショナルミニマムと言っても、現実の「生」は多様。しかし、長い間貧困問題に関心が向かなかつたことで、多様な実態を十分に把握できているとは言えないのではないか。

まずは実態を正確に把握することが重要だと思うので、以下の調査をお願いします。

### 1 失業・ホームレス

#### ・広義のホームレス状態にある人の実態調査の実施

現在は「都市公園、河川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」のみが調査対象。「その他施設は」港湾や公民館、運動場等の公共施設、バスターミナルなど。

現在、厚生労働省の調査ではホームレス数は減少しているものの、ホームレス状態にある人は明らかに増加している。

住む場所がなくネットカフェ、サウナ、カプセルホテル、個室ビデオ店を転々としている人や自立支援センター、緊急一時保護施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所などにいる人も「広義のホームレス」としてカウントすべき。

また、飯場や派遣会社の寮などで暮らしている人の中にも失業したら路上に行かざるを得ない人が一定数含まれている。これらの層も含めた調査の実施。

※この調査の実施にあたって、海外のホームレスの定義の調査もお願いします。例えばイギリスではホームレス数3万人のうち、実際に路上生活をしている人は2000人という数字がある。あとの2万8000人はどういう状態を指して「ホームレス」とカウントされているのかなど。また、国によっては他に住む場所がなく「友人・知人の家」「親戚宅」にいる人もホームレスとしてカウントされている。

#### ・2011年度にホームレス大規模調査の実施

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は時限立法のため、2012年に期限が切れる。法改正前に大規模調査の実施を提案します。

詳しい聞き取り調査も必要。例えば養護施設出身者が少なくない現実がある。海外では養護施設出身の人はホームレスになりやすいという認識から特別な支援があるなどするので。

#### ・行旅死亡人等の数の調査

路上での病死や凍死、餓死など、ホームレス状態にあつて亡くなった人の数の調査。また、路上から病院に運ばれて亡くなった人数の調査。

- ・ 住み込み就労している人の数の調査の実施  
失業すると路上に行かざるを得ない人が一定数含まれているため。
- ・ 生活保護の補足率調査の実施  
補足率が出ていないことには対策のしようがない。
- ・ 雇用保険カバー率調査の実施  
ILO調査では失業者の23%しか雇用保険を受給できていない。
- ・ 雇用保険の失業給付を受けている人のうち、給付基準が生活保護水準以下の人の数の調査  
生活保護水準にすら達しない失業給付は問題。
- ・ 国民健康保険の保険料滞納によって無保険になっている大人の調査の実施  
無保険の子どもは3万人以上。資格証が発行されていない大人も含めた調査。
- ・ 失業した人で、国民健康保険に加入していない人の数の調査  
会社の保険から自動的に国保に切り替わらず、自分で手続きしなければならぬ上、国保料が高いので無保険になっている失業者が少なくない。毎年の調査が必要。

## 2 女性

- ・ すべての人を対象とした統計はジェンダー統計（男女別統計）とすること
- ・ フリーターの定義に既婚女性を含め統計を取ること  
現在の定義では、「15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」という定義。
- ・ 派遣労働者の詳細にいたるまでの男女別統計を取ること  
常用型、登録型、26業務、派遣先業種、研修、派遣切り、雇い止めなど派遣労働者の調査に男女別統計を入れてほしい。派遣労働者実態調査結果の中で男女別統計がないものが多いため。
- ・ パートタイム労働者・アルバイト等の労働に関する男女別統計を取ること

- ・有期雇用労働者の男女別統計を取ることに
- ・そのほか、労働統計に性別を入れること
- ・真の育児休業取得率の調査  
分母に出産育児をきっかけにした退職者を含めること
- ・非正規公務員の待遇別男女別統計

### 3 ひとり親

- ・ひとり親家庭の貧困率の男女別（母子家庭・父子家庭別の）数字を出すこと
- ・ひとり親家庭の子どもの進学希望、進学希望に関する調査を行うこと  
98年以来、母子家庭等調査で廃止
- ・ひとり親家庭の数を同居母子世帯を含めたものを確定し発表すること  
全国母子世帯等調査では全数推計を2006年度からやめている。予算措置を行って、調査数を増やし推計値を出すべき
- ・ひとり親家庭になった理由別のひとり親家庭の年収、就労率等のクロス集計を公表すること

### 4 障害者

- ・障害者の統計を男女別にし、障害女性の収入、貧困率などを測定すること

### 5 無年金

(ロ)現無年金者（60-65以上）

年齢別・男女別 人数

さらに女子の場合脱退手当金受給で無資格のひと（年齢別）の数の調査

(ハ)そのうち

自分の分は無資格でも夫死亡で遺族年金は受給している数（年齢別）の調査

(ニ)「ねんきん特別便」が未着の数の調査

平成9年データベースに住所を入れたときすでに無年金者である者は住所が（厚労省には）ないのでどうなっているのか。

(水)無年金者と確定した者達の納付金は総計はいくらか？  
(やむをえず未納したものはその掛け金はどう使われるのか)

## 6 セクシュアルマイノリティ

- ・セクシュアルマイノリティに関する全国的な実態調査を行うこと
- ・各種調査に、可能な限り、性自認・性志向の属性を立てて統計を取ること

## 7 外国人

- ・労働力調査、賃金構造基本統計調査に「国籍」別集計を加える
- ・国民生活基礎調査に「国籍」別集計を含める
- ・日本人を対象とした「全国母子世帯等調査」に加えて、「外国籍母子世帯実態調査」を行う
- ・文科省に対する外国人生徒の進学率の国籍別統計の算出要請
- ・外国人学校を含め、学卒者のその後の就労実態調査

## 調査以外の提案・要求

- ・公的シェルターを増やす  
※アメリカ・ヨーロッパの公的シェルターの数を調べてほしい。  
※アメリカ・ヨーロッパの民間シェルターに国が補助している金額を調べてほしい。
- ・雇用保険や生活保護の補足率に関して「目標値」を設定する。  
201×年までに「〇〇%を目指す」など明確な目標を設定。
- ・生活保護申請にあたり、「世帯」が壁とならないようにする。  
出稼ぎの人の場合、保護義務が出稼ぎ元にあるので出稼ぎ先で生活保護を受けられず、どのセーフティネットにもひっつかれないという制度の穴がある。世帯単位ではなくケースによっては個人単位の対応をしてほしい。

日本版貧困削減目標(2010年3月段階): 国連ミレニアム開発目標(MDGs)が「2015年までに世界の貧困を半減する」と謳っていることに倣い、その日本版を作成する試み。作業途中であり、完成度は低い、現在進行形のものとして共有。

目標	ターゲット	第1目標	第2目標	現状	手法(検討中)
		(-2012年3月)	(-2015年3月)		
大目標: 貧困の解消	相対的貧困率の削減	相対的貧困率を2007年比30%削減する。	相対的貧困率を2007年比で50%削減する	15.7%(2007)	・貧困、格差の放置が社会的喪失につながることを明らかにし、日本のナショナルミニマムを設定。抜本対策をたて、予算を重点的に投下する
		ひとり親家庭の貧困率を2007年比30%削減する	ひとり親家庭の貧困率を2007年比50%削減する	54.3%(2007)	
		若年単身者の貧困率を2007年比30%削減する	若年単身者の貧困率を2007年比50%削減する	調査実績なし	
		35~64歳の人の貧困率を2007年比30%削減する。	35~64歳の人の貧困率2007年比50%削減する	調査実績なし	
		こどもの貧困率を2007年費30%削減する	こどもの貧困率を2007年比で50%削減する	14.2%(2007)	
		高齢者の貧困率を2007年比30%削減させる	高齢者の貧困率を2007年比50%削減させる	調査実績無し	
		障害者の貧困率を2007年比30%削減させる	障害者の貧困率を2007年比50%削減させる	調査実績無し	
		男女の貧困率格差を2007年比30%削減させる	男女の貧困率格差を2007年比50%削減させる	調査実績無し	
		目標1: ディーセントワークの確保	最低賃金の増額と地域格差の是正	最低賃金を2009年比20%上昇させる。地域間の最大格差を半減させる。	
同一価値労働同一賃金の実現	男女の賃金格差を2007年比30%改善する。			男女の賃金格差を2007年比で半減する。	・女性の賃金は正社員で男性に比べて66%、非正規を含めると男性の40%である。 ・UNDP2007年データで45%(OECD加盟国平均は約59%) ・OECD加盟国30カ国中、日本は27位 参考: 1位のフィンランドは77% 28位メキシコ29位 オーストリア 30位トルコ
	正規・非正規の賃金格差を2007年比30%改善する。		正規・非正規の賃金格差を2007年比半減する。		・いかなる賃金体系であろうが、均等待遇を原則とする。
ワークライフバランスの実現(仕事と生活の調和)	週平均60時間以上残業している人を半減させる		週平均60時間以上残業している人をゼロとする	週平均60時間以上残業している人が男性30-40代の30%。	・時間外勤務手当増率を一律50%に引き上げる(深夜・休日加算は残す) ・「特別条項付き協定」制度を廃止 ・24時間につき最低連続11時間の休憩期間付与を義務付ける ・短時間勤務制度の均等待遇の実現
	有給休暇取得率を60%まで増加させる		有給休暇取得率を80%まで増加させる		
職場における保健・安全衛生の向上・暴力の削減	過労死の捕捉率を上げ、過労死数半減する(仮)		過労死をゼロとする	過労死の労災認定の請求件数889件、支給件数377件(2008)	
	労災の捕捉率を上げ、XX%減少させる(検討中)		YY%減少させる(検討中)	労災発生率、2008年現在、死傷者数55万件、休業4日以上は119291人	
	実態調査を行い、捕捉率を上げる		半減する	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、いじめ等 精神障害等 2008年現在請求件数927、支給件数269件	

	安定雇用の確保	有期労働契約率を30%減らす	有期雇用契約率を半減する	2008年の非正規率が34.1%(男20 女52)	
		完全失業率を3%台にする 潜在失業者も加えた失業者数400万人とする	完全失業率を2%台にする 潜在失業者も加えた失業者数300万人とする	完全失業率5.1%(2009年12月) 潜在失業者も加えた失業者数700万人	(雇用創出) ・シルバー人材センターを廃止し、稼働年齢層における年長失業者の雇用創出にあてる (ミスマッチを解消) ・就労につながる離職者訓練の実施規模の拡充 ・公共部門での雇用確保(国の基準や県の定める計画に照らしても要員が不足している看護師、介護従事者、教員、保育士、消防職員などを、公務・部門で積極採用)
		障害者雇用率を3%にする	障害者雇用率を5%にする	障害者雇用率の義務が1.8%(一般企業)であるところ、現在1.63%。	・特定求職者雇用開発助成金の規模および対象の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) ・厚生障害年金3級基準相当の障害状態にある人も法定雇用率に加え対象者を拡大する。 ・法定雇用率に達成していない事業者の負担金をあげ、未達成企業を公表する
	失業保障の拡充	失業給付のカバー率を40%にする	失業給付のカバー率を50%にする	失業給付のカバー率が現在23%	・ダブルワークなど複数就労をしている場合は、所得税制と同様に複合就労を合算して扱い、事業主は応分負担する
	長期失業の削減	6ヵ月以上の長期失業を2010年比25%削減	6ヵ月以上の長期失業を2010年比50%削減	検討中	検討中
	中・高卒業者の就職率の向上と中途採用の拡大の両立(職業訓練も含めて別途検討)	検討中	検討中	・高等学校卒業予定者の就職内定率(就職内定者の就職希望者に対する割合)=55.2%(平成21年10月末) 昨年同期から11.6ポイント下降。 ・男子は59.4%、女子は49.6%(昨年同期比、男子は12.4ポイント、女子は10.7ポイント、それぞれ下降) ・普通科高校の卒業生の就職内定率(内定者数/就職希望率)は43.4%(殆どの学科は少なくとも50%台)	
目標2:社会保障制度への普遍的アクセスの保障	対GDP比における社会保障費の割合をEU諸国並(フランス、ドイツ等)に引き上げる	2012年までに30%に引き上げる	2014年までに40%まで引き上げる	平成19年度の社会保障給付費は91兆4,305億円であり、対前年度増加額は2兆3,207億円、伸び率は2.6%である。対GDP比 19.12%	・予算の組み替えにより社会保障費の予算割合を増やす ・給付付き税額控除を実施する ・社会保険料負担にも応能原則を入れる ・社会保障費の目的税を創設する
	低所得者に配慮した一元的な年金制度の実現による皆年金制度の実現	無年金者を半減させる	無年金者を0にする	無年金者現在118万人	・最低保障年金を創設し、個人に一律7万円支給する。 ・厚生年金と共済年金の統合 ・第3号被保険者制度の廃止 ・国民年金制度と厚生年金制度の統合 ・成人への遺族年金の廃止 ・給付要件の緩和、無年金者の記録の照合により無年金者を解消する
	制度の谷間にあり、障害者施策にアクセスできない方の解消	障害者施策へアクセス可能な人を対人口比10%に改善する	障害者施策へアクセス可能な人を対人口比20%に改善する	日本では障害者施策へアクセス可能な人が対人口比5%程度。OECD諸国では10%~20%程度。	・マニフェスト、与党三党合意の着実な実行。障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない総合的な障害者福祉制度を創る。 ・発達障害、高次脳機能障害、内部障害、難病、小児慢性疾患の対象(であった人も含む)、難聴等も障害者施策にアクセス可能とする ・障害者手帳制度の要件緩和の経過措置から社会サービス手帳(仮称)の創設



	障害年金のセーフティネット機能の拡充	障害年金にアクセス可能な人を2010年比で2倍にする	障害年金にアクセスできる人を2010年比で4倍にする	厚生年金、国民年金の障害年金等を含めるとで障害年金を受けている方々185.1千人(平成19年年度)で平成20年度の障害者手帳所持者724万人の約26%程度。稼働能力の制限を加味した厚生障害者年金3級に関しては障害者手帳所持者のわずか3.3%でしか利用できていない。*OECDの国際比較からも日本の受給者数はあまりにも少なく、アメリカの2分の1程度。	・厚生年金と障害年金の制度間格差を是正し、3級相当の基準を一元化する。 ・2015年までの年金制度の抜本法律改正において、税財源による最低年金保障も含め現在の状態像をもって支給対象とする。併せて加入要件、支給基準を見直す
	健康保険がない方への対応	資格証発行件数を半減する。	資格証発行件数をゼロとする。	資格証発行件数は34万件	国としての減免制度を拡充する。
	長年に医療を必要とする慢性疾患者が医療費負担により貧困に陥ることを減らす	一般世帯(被保険者の標準報酬月額が53万円未満の人)で一月の医療額が3万円以上かかる人を無くす。低所得者(市区町村民税の非課税者等)の場合は1万5千円以上かかる人を無くす。	直近1年以内に高額療養費給付に該当する回数月が2回以上ある場合、一般世帯(被保険者の標準報酬月額が53万円未満)で治療費が1万5千円以上かかる人を無くす。低所得者(市区町村民税の非課税者等)の場合は5千円以上かかる人を無くす。	特定疾患治療研究事業、自立支援医療、どちらにも対象にならない慢性疾患の方が高額な医療費を負担し続けている。	高額療養費の特定疾病療養費の対象疾病の拡大。高額療養費制度において長期にわたり医療が必要な人においてさらに負担を軽減する措置をとり、制度間の齟齬をなく、総合的な医療費助成制度を構築する。
	生活保護法による捕捉率拡大	生活保護の捕捉率を公表した上で、50%にする。	生活保護の捕捉率を70%にする。	政府公表なし。学者による試算で15~40%。イギリス・ドイツは70~90%。	雇用の建て直し、雇用保険・第二のセーフティネットの拡充・強化、最低生活年金の創設などにより、生活保護以外のセーフティネットを充実させることで対処
	<b>高齢者介護</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
目標3:居住環境の充実	低所得者層の住宅確保	全住宅に占める公的賃貸住宅の比率を8%(2008年比で57万戸増)	2008年比で、全住宅に占める公的賃貸住宅の比率を10%(2008年比で171万戸増)	全住宅の13%空き室率 公共住宅344万戸 低所得者向けの社会賃貸住宅(公営住宅)全体の7%	(恒久的な住宅扶助制度の創設・ハウジング・ファースト原則の確立)(借家人権利保護の強化)(連帯保証人慣習の廃止)(借家人への差別解消)
		住宅手当利用者数を32万件に増やす	住宅手当利用者数を100万件↑	住宅手当の収入要件 単身14万円、複数人世帯24万円、住宅手当利用者数7千件(09年10月~12月)	補足率?
		2009年比で、住所不定者(野宿生活者、ネットカフェ・サウナ等短期宿泊施設滞在者を含む)を半減する	2009年比で、住所不定者(野宿生活者、ネットカフェ・サウナ等短期宿泊施設滞在者を含む)を4分の1にする		無料低額宿泊所からの転宅促進(2008年6月現在 12,940人が415箇所に住居 無届施設にも多数居住)
	施設の減少、居宅生活への移行者の増加	長期入院患者を2010年比15%減少させる	長期入院患者を2010年比30%減少させる		ホームヘルプサービスの充実、相談相手の確保
	障害者施設を2010年比15%削減させ、○名を居宅生活に移行させる	障害者施設を2010年比30%削減させ、○名を居宅生活に移行させる	福祉施設に入所する身体障害者8.7万人、知的障害者12.8万人、精神障害者35.3万人(計56.8万人) 2008年障害者白書より	ホームヘルプサービスの充実、相談相手の確保	
	<b>中山間地域における生活環境の改善</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>		
目標4:教育の充実とアクセス拡大	国の教育予算を拡充する	教育に対する公財政支出の対GDP比を、OECD諸国平均レベル(5%)まで拡充する	教育に対する公財政支出の対GDP比を、6%まで拡充する	教育に対する公財政支出の対GDP比はOECD各国平均では4.9%のところ、日本では3.3%(初等・中等教育においてはOECD平均3.4%のところ日本は2.6%)(2006年時点 出典:OECD "Education at a Glance 2009: OECD Indicators")	
	就学前教育・保育(3~5歳児)の無償化の推進	保育園・幼稚園の新設・拡充による待機児童の解消	幼稚園や保育所の就学前教育を無償化する	2004年の三位一体の改革によって、公立保育所に対する国からの補助金が一般財源化。多くの地方自治体では公立保育所を民営化	その場合には小学校における学習の前倒しにならないように、子どもの育ちに重点を置いて制度設計することが必要(日本の教育を考える10人委員会 2009年度提言書「未来を担う子どもたちのために」提言4)
	義務教育の完全な無償化の実現	給食費や教材費を無償にする	修学旅行などの教育活動に係る諸費用を無償にする	給食費や教材費、修学旅行、服装費などの教育活動に係る諸費用を家庭が負担している(例:中学校入学時服装費男4万4600円、女4万6700円)	・2009年7月に新設された生活保護世帯への「学習支援費」は見直し

義務教育費の完全な国庫負担化	義務教育費の国庫負担を1/2に戻す	義務教育費を完全に国の負担とする	2006年度から、国の負担が1/2から1/3に縮小され、その補填分を地方交付税で交付するようになった。しかし、地方交付税は自治体の判断で用途を決定するため、財政が厳しい自治体では教育以外に利用され、教育の地域格差につながる恐れがある。(日本の教育を考える10人委員会2009年度提言書「未来を担う子どもたちのために」提言11より)	・準要保護に対する就学援助の国庫補助は、第1目標段階で復活させる
補償教育の推進	検討中			
スクールソーシャルワーカーの拡充	現在文部科学省が行っているスクールソーシャルワーカー活用事業を全国に広げる。その際、量だけでなく、質の向上にも努める	スクールソーシャルワーカーを、全国の小学校・中学校に配備する	学校で生じる問題は、心の問題だけではなく、家庭の経済状況など社会的な要因も複合的に絡みながら生じている。学校カウンセラーの拡充は進む一方で、社会的な観点から問題に取り組むスクールソーシャルワーカー(SSW)は端緒に着いたばかりであり、2008年に文部科学省が「スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業」を1,537,921千円の予算を計上して開始	・スクールソーシャルワーカーには社会福祉に関する専門性を有した者を登用する ・スクールカウンセラーとの間の制度間連携と調整を十分に行う
後期中等教育への実質的なアクセスを保障する	給付型の高校奨学金制度を公的資金で新設し、貧困世帯の子どもが全て利用できるようにする			
	公立高校の入学金(5,650円)を廃止する。私立高校の入学金を1万円程度引き下げる。	公立高校の正課に必要な学校納付金を全廃する。私立高校でも公立高校と同等の支援を行う。	公立高校の入学金が5,650円	
	定時制高校の削減を停止し、各自治体におけるニーズにあった定員を実質的に確保する		例えば東京都では、103校あった定時制高校を統廃合し、55校にまで削減。このうち夜間定時制は39校しかない。一方で、定時制を希望・入学する生徒の数は、1998年から増加している。よって、定時制高校にも不合格になる人の数が増えており、教師にも過重な負担がかかっている。これは全国的な傾向である	文科省は、都道府県との協力のもと、定時制高校の合格者・不合格者数等の把握を行い、実証的裏付けをもった政策を行う
職業教育を充実させる	前期中等教育において、労働関係法制度や社会保障制度に関する知識の習得を、学習指導要領に盛り込み義務付ける	高等教育および前期中等教育段階において、労働関係法制度や社会保障制度に関する知識の習得を、学習指導要領に盛り込み義務付ける		・労働者の権利や社会保障制度の認知度を得点化して、習得目標を具体化するなどの工夫を計る ・労働法教育においては労働組合や労働法曹、労働関係NPOなどに実践的な教育を委託する
	高等学校における専門学科の比率を2010年比で少なくとも1.5倍とする	高等学校における専門学科の比率を2010年比で少なくとも2倍とする		
	高校普通科を含む後期中等教育以上のすべての教育機関において教育内容の職業的・社会的意義を明示することを義務付ける			
「学び直し」の機会の充実	35歳未満の社会人を対象に、大学や専門学校、職業訓練センターを利用した、職業訓練プログラムを開講する。そのための給付・無利子の奨学金制度を設ける	65歳未満の社会人を対象に、大学や専門学校、職業訓練センターを利用した、職業訓練プログラムを開講する。そのための給付・無利子の奨学金制度を設ける	スウェーデン・デンマークにおける職業教育・訓練参加者比率40%前後(OECD statistics)／デンマーク統計局2005年データでは、社会人向け教育コース履修者29.7%	
	中卒、高卒の社会人を対象に、高校、大学資格取得のためのプログラムと、給付・無利子の奨学金制度を設ける			
	高校卒業時、大学などへの進学のための一時金(進学支度金)制度を公的資金で新設し、貧困世帯の子どもが全て利用できるようにする			



高等教育への実質的なアクセスを拡大する	国立私立を問わず、経済的困難者向けの高等教育機関の学生納付金減免制度を全額免除換算で学生の10%相当へ拡大する。	国立私立を問わず、経済的困難者向けの高等教育機関の学生納付金減免制度を全額免除換算で学生の25%へ拡大する。			
	無利子奨学金の適格者を全員採用し、利用者数を3倍にする。有利子奨学金については貸与に家庭の経済状況を問わないものとする。	授業料と給付・無利子貸与・有利子貸与奨学金などを組み合わせた総合的な学費負担制度を設計し移行する。			
	経済的に困窮する学生への住居費支援・学生寮の増設を行い、首都圏の学生寮を2倍に増やす。	学生寮の定員を全学生の2割まで拡充する。			
児童養護施設や里子の育ち・学びの環境を改善する	児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率を14%にする	児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率を18%にする	2009年3月で10.4%		
	虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を700箇所を増やす	虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を1000箇所を増やす	2009年3月で446箇所		
	児童養護施設にいる子どもの高卒学歴取得率を、一般の子どもと同水準にする	児童養護施設にいる子どもの大学進学率を、一般の子どもと同水準にする	・高校中退率:7.6%(一般の高校中退率2.1%) ・大学進学率(短大・4年大学)約9%(一般の大学進学率56%)	・目標の一つである給付奨学金制度を実現し、遺漏なく利用できるようにする ・高校進学に至るまでに、学力差が付いているケースが多いため、目標の一つである補償教育の充実や、就学前教育の充実と同時に行う ・高校中退率は、現行の文部科学省の方法では過少推定の怖れがある。よって青砥恭の算出方式でより実態に近い数値を出すことも必要である	
不登校児のためのオルタナティブな教育機会の保障	不登校児のためのホームスクールやそれに準じる学校に通う貧困世帯の子どもに対しても、一条校の学生と同様、奨学金支給の対象とする	不登校児のためのホームスクールやそれに準じる学校に通う貧困世帯の子どもを対象とした、給付奨学金制度を公設する	現行の奨学金制度は、一条校のみを対象としている	・フリースクールの質的水準を一定以上のものにするため、法制度的位置づけの整備も同時に行う	
マイノリティの教育参加率の向上	希望する教育機関で授業を受けられないでいる障害を持った生徒・学生を半減させる	希望する教育機関で授業を受けられないでいる障害を持った生徒・学生をなくす		・前提として学校側を障害をもった子どもを受け入れられる環境を整備する。条件整備ができていない中で統合教育を進めるとステイグマ付与によるいじめ発生の危険もある。例えば、障害に対する理解を深める教育の実施や、スペシャルニーズに応じられるような教員の増員などが必要である	
	障害者を受け入れる体制のない普通学校の数を半減させる	障害者を受け入れる体制のない普通学校をなくす			
	言語や経済的な理由で教育にアクセスできていない外国人学生数を半減させる	言語や経済的な理由で教育にアクセスできていない外国人学生をなくす		・統計をとり、実情を把握する ・専門家の育成とサポート体制の強化 ・マイノリティのコミュニティ形成とサポート・多文化教育の実現 ・母語教育の提供	
目標5: ジェンダー・セクシュアリティの平等推進と女性の地位向上	ドメスティックバイオレンス・性暴力をなくす	DV・性暴力被害者の実態調査を行い、2010年比50%削減する	DV・性暴力被害者をなくす	平手で打つ、殴るふりをするを暴力と認識する人の割合は、直近値58.4%、52.5%	
	一時避難施設数を2010年比15%増やす	一時避難施設数を2010年比30%増やす			

	D V被害女性の自立支援の充実	検討中			
女性の社会進出を拡大する	GEM指数を0.8に(現状0.55)	GEM指数を0.8に(現状0.55)	・第1子出産後の継続就労率は38.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の管理職の増加目標を立て、2015年までに男女50%にする</li> <li>・雇用現場でのアファーマティブ・アクションの普及率を現状の20%から50%に上昇させる。</li> <li>・国・地方議会の女性議員率を増加させる目標を立て、2015年までに男女50%にする</li> <li>一議席における女性議員の規定を設ける</li> <li>一議員対象のジェンダー教育を実施する</li> <li>・女性の育児休暇取得率を2015年までに80%にする</li> <li>・2015年の第1子出産前後の継続就労率を70%にする</li> <li>一違法な産休切り、育休切りへの罰則を強化する</li> <li>一保育待機児童の解消</li> <li>一育休代替への補助</li> <li>一育休取得者に対する不当な行為を罰則をもって禁止</li> <li>一育休取得率の高い企業への公契約を優先する</li> <li>・2015年の男性の育児休業取得率を60%にする</li> <li>一育児休業取得率の高い企業への公契約を優先する</li> <li>・税制の配偶者控除の廃止</li> <li>・基礎控除の引き上げ</li> <li>・年金の第3号被保険者制度の廃止</li> <li>・夫婦同姓・別姓選択制度の実現</li> <li>・婚外子の差別の廃止等家族法の改正</li> </ul>	
性的少数者における差別と貧困の解消	同性間カップル、性同一性障害の当事者を含むカップルと異性間のカップル(パートナーシップ)の法的保護の格差について調査し、格差を減らすための立法措置を講じる	住宅の賃貸、後見、相続などにおいて、同性間カップルと異性間カップルの格差がなくなり、差別的取扱いが有意に減少している。また、非嫡出子に対する法的な差別がなくなり、性同一性障害の当事者を含む婚姻カップルの子の法的地位に不利益が生じないようになっている。	◎性的少数者における貧困に関する調査すら行われていない ◎同性間カップルへの法的保護制度が存在しない ◎性同一障害の当事者を含むカップルが出産した子が「非嫡出子」として扱われる	◎同性間パートナーシップの法的保護制度の確立 ◎性的指向に基づく差別の禁止 ◎非嫡出子差別の廃止	
	性的少数者への差別を禁止する法律が制定されている	差別や暴力、犯罪等の対象となった性的少数者に適切なケアが提供され、性的少数者が社会に受け入れられる環境作りが進んでいる	◎青少年期に直接・間接に経験する差別により、自己肯定が出来ず、精神疾患罹患率や自殺率が高い	◎性的少数者への差別の禁止 ◎学校・職場、地域で、相談機関などが性的少数者に対する適切なケアの提供能力を身につける ◎当事者によるピア・グループなどの形成と支援の強化	
目標6:妊娠・出産・子育てにおける貧困の解消	保育サービスの充実と拡大	保育サービスの利用率を倍増(例えば3歳未満の場合40%に)	保育サービスの利用率を倍増(例えば3歳未満の場合50%に)	例えば3歳未満の場合、保育サービス利用率は2007年で20.3%。	保育所設置最低基準の維持、私立保育園費用国庫補助の維持 家庭福祉員の充実 公立・私立の認可保育所の増設、分園化 保育士の養成、保育労働者の報酬を300万円以上に
	出産・子育ての安全とサービスへの普遍的アクセス	サービスへのアクセス率を上げる。例:妊娠・出産の検診カバー率をXX%向上	サービスへのアクセス率を上げる。例:妊娠・出産の検診カバー率をyy%向上	妊娠・出産の検診カバー率(調査)※記述方法は検討	周産期等医療等の環境整備 出産費用の保険適用+無料化 検診制度の充実 出産場所の確保 産科医の確保と助産師の活用 出産後の子育て訪問アドバイザーの充実
	リプロヘルスサービスへの普遍的アクセス	近代的避妊実行率60%	近代的避妊実行率80%	近代的避妊方法の実行率44%	
	検討中	検討中			

目標7:自殺の減少	自殺の原因となる生活苦・失業・借金苦・廃業などに直面した人々へのサポートの拡大	自殺者数を3万人以下にする	自殺者数を2万5千人以下にする	12年連続で3万人を超える自殺者がある(2009年32753人)	・自殺対策緊急プランの実行 ・穴だらけにある社会保障制度の充実こそ自殺対策であることを共有化する ・MGDSの実行により生きていてもいいと思えるセーフティネットを構築する ・貧困対策と自殺対策の連携
目標8:多重債務の解消	多重債務者の減少	消費者金融3件以上借入れある者を2009年比で50%減少させる	消費者金融3件以上借入れある者を2009年比で75%減少させる		総量規制の実施、多重債務相談の拡充
		年利8%を超える貸付けを2009年比で25%減少させる	年利8%を超える貸付けを2009年比で50%減少させる		利息制限法の制限利率引き下げ
		自己破産件数を2008年比で50%減少させる	自己破産件数を2008年比で75%減少させる		
		他人名義の預金口座・他人名義の携帯電話を利用したヤミ金融を根絶する	すべてのヤミ金融被害を根絶する		犯罪利用電話の停止制度の抜本改正、犯罪利用預金凍結の徹底実施、手形小切手取引への適用拡大、犯人検挙態勢の強化、被害者支援(警告電話等)の強化、被害回復給付金支給法の活用、名簿屋の摘発
セーフティネット貸付けの拡充	低所得者向け福祉資金貸付の利用者を2010年比で15%増やす	低所得者向け福祉資金貸付の利用者を2010年比で30%増やす			
	多重債務者の生活再建支援(貸付と相談)の拡充				自治体と民間金融機関との協調融資に対する支援
目標9:差別や社会的排除の解消	外国人の公共・民間サービスからの排除の解消	検討中	検討中		
	外国人の医療・社会保障アクセスの保障	検討中	検討中		
	犯罪被害者への社会的サービスの充実と人権侵害の解消	検討中	検討中		
	被疑者・受刑者の処遇の改善と人権侵害の解消、社会復帰者への差別や排除の解消	検討中	検討中		
	障害者への虐待、差別の禁止	検討中	検討中		
	法律扶助制度を拡張し、活用数を拡大する	検討中	検討中		
	路上生活者への暴力をなくし、市民権を確立する	検討中	検討中		
目標10:貧困解消のための社会連帯の推進	財政における社会福祉の強化	社会保障給付率を30%にする	社会保障給付率を40%にする	社会保障給付率26%?	・予算の組み替えにより社会保障費の予算割合を増やす ・社会保障費の目的税の創設
		家族関係支出を1.4%にする	家族関連支出を2.1%にする	家族関連支出GDP比0.75%(2003年)(イタリア1.3%、ドイツ2.01%、イギリス2.93%、フランス3.02%)	
		障害者関係支出をX%にする	障害者関係支出をY%にする		

所得再分配機能を強化する。	低所得20%世帯の直接税・社会保険料支給シェアを所得シェアと同じにする。	低所得20%世帯の直接税・社会保険料支給シェアを所得シェアマイナス3%とする。	低所得20%の直接税・社会保険料負担シェア7.9%（所得シェア6.7%）。アメリカ（6.2:1.8）、フランス（9.1:7）、ドイツ（8.4:3.3）、スウェーデン（9.8:6.1）、イギリス（7.7:2.5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付付き税額控除を実施する</li> <li>税と社会保険料負担の応能原則を強化する</li> <li>自己負担割合の見直し</li> </ul>
	高所得20%世帯の直接税・社会保険料負担シェアを所得シェア+5%とする。	高所得20%世帯の直接税・社会保険料負担シェアを所得シェア+10%とする	高所得20%の直接税・社会保険料負担シェア39.3%（所得のシェア37.5%）。米国（40.8:57.1）、フランス（36.7:55.3）、ドイツ（36.1:44.6）、スウェーデン（34.1:41.2）、英国（39.4:49.5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>税と社会保険料負担の応能原則を強化する</li> <li>相続税の累進を強化する</li> </ul>

## 在日外国人と貧困——現状と提言

移住労働者と連帯する全国ネットワーク・移住者と貧困プロジェクトチーム

「外国人の貧困」は、国籍別の統計が日本でほとんど整備されていないため不可視にさせられてきたが、内外人格差が著しく放置すれば欧米のようなアンダークラスを生み出す可能性が高い。ここでは失業、シングルマザー、進学を取り上げるが、それぞれ現状と課題は以下のようになる。

### 1 雇用・失業対策

・厚労省は、雇用企業調査を除き、国籍と雇用に関わる統計を整備していない。が、出稼ぎが始まってから20年たった現在も日系南米人の約9割は非正規雇用で、派遣切りの影響を集中的に受け、現在の推定失業率は約4割。日本人との失業率格差はOECD中最大と思われる。

——>対策①：労働力調査、賃金構造基本統計調査に「国籍」別集計を加える。

対策②：2009年に厚労省が実施した日系人「就労準備研修」はほとんど効果を見込めない。日本語研修を職業訓練として認めプログラムを質量ともに拡大し、外国人をアンダークラスにしない投資的対策が必要。

### 2 シングルマザーの困窮

・就労機会や社会関係の不足により、外国籍の母親は日本人より離婚により困窮に陥ることがはるかに多い。ニューカマーで生活保護の対象となるのはほとんどが母子世帯であるが、実態は明らかにされておらず放置されている。

——>対策①：国民生活基礎調査に「国籍」別集計を含める。さらに、外国籍母子世帯に特化した実態調査を行う。

対策②：生活保護へのアクセスを可能にするため、外国語での効果的な情報提供や対応体制の整備。

対策③：シングルマザーの就労機会拡大のための効果的なプログラム。

### 3 進学格差

・高校進学率の国籍別格差は深刻で、ブラジル人の高校進学率は日本人より30～40ポイント低いと思われる。進学格差の結果、ニューカマー外国人の若年層は非正規雇用に集中し、将来的に日本版アンダークラスとなる可能性が高い。

——>対策：若年者雇用対策の観点から、①文科省に対する進学率の国籍別把握と進学格差是正の要請、②外国人学卒者のその後の就労実態調査と正規雇用確保の支援策が必要。



## 在日外国人と貧困（配布資料）

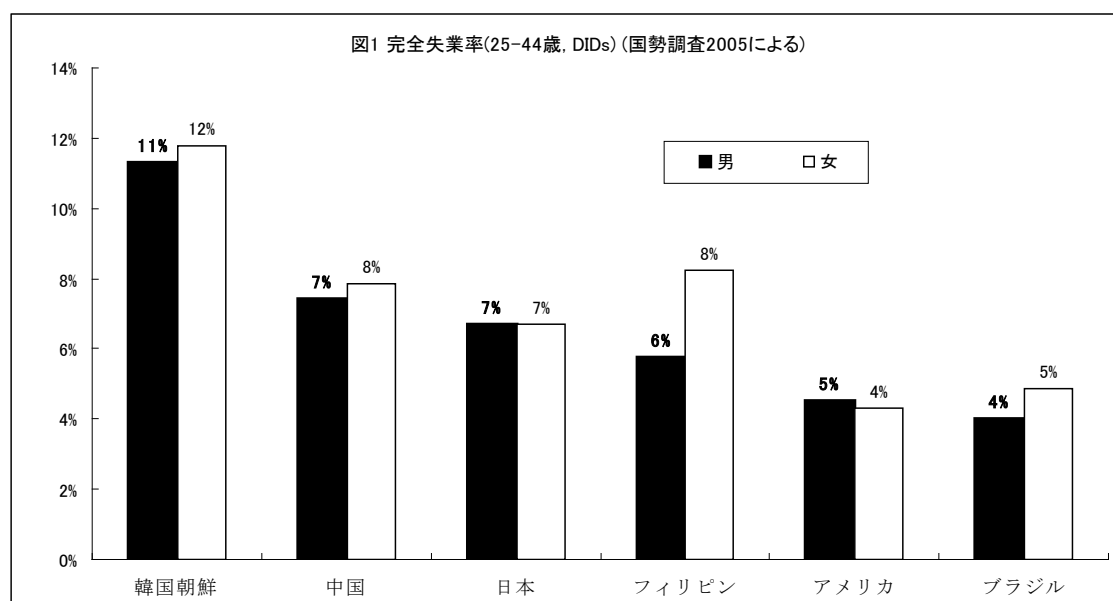
- 1 見えない問題——外国人と貧困
- 2 経済危機と失業
- 3 フィリピン人母子世帯と生活保護
- 4 進学率の格差
- 5 公的な認知と迅速な対応を

### 1 見えない問題——外国人と貧困

- ・ 「外国人問題」は、「労働力受け入れ」「差別」「治安」「人権」といった言葉で論じられることはあっても、「貧困」という側面が省みられることはなかった。が、それは貧困が存在しないことを示すのではなく、内外人格差が著しく貧困対策が必要な面が多々存在する。放置すれば、将来的に日本版アンダークラスを生み出す可能性が高い。
- ・ 「外国人の貧困」が不可視にさせられてきたのは、国籍別の統計が日本でほとんど整備されていないことにもよる。以下では、現在入手しうるデータから推計する形で、貧困に関わる社会経済的状況を紹介していく。

### 2 経済危機と失業

- ・ 国籍別の失業率統計がないため、これまで外国人の失業問題が省みられることはなかった。だが、2005年国勢調査が示すように、韓国・朝鮮籍の失業率は全体と比較してかなり高い。その意味で、オールドカマーと呼ばれる外国人についても、貧困という観点からアプローチする余地はあったと考えられる。把握率が低いので正確さに留保はつくが、この時点でのブラジル人の失業率は日本人よりむしろ低かった。



- ・ 現時点で緊急失業対策が必要なのは、ブラジル人を初めとする南米人である。経済危機以降の自治体等による実態調査の結果をまとめた表 1 では、推定失業率はいずれも 40%台である。経済危機以前の失業率が特に高いとはいえなかったことから、「派遣切り」の被害を集中的に受けたのが日系南米人と考えられる。

表 1 経済危機後に行われた日系南米人調査での失業率

	調査期間	調査方法	回答者	失業率
滋賀県国際協会 (2009a)	2009.1	調査員が把握している家庭を訪問	238	42%
滋賀県国際協会 (2009b)	2009.6	同上	283	46%
がんばれ！ブラジル人会議 (2009)	2009.1-2	人が多く集まるところで調査票を配布	2,773	47%
渡辺 (2009)	2008.12	個人ネットワークを利用	426	44%
岐阜県 (2009)	2009.7-9	団体や調査員が把握している家庭を訪問	2,343	40%

- ・ 失業率の内外人差は多くの国で見られるが、経済危機以降の日本では極端な形で現れている。表 2 は EU における内外人失業率の差であるが、経済危機以降の拡大幅が最大だったフランスでも、4 ポイント程度にとどまる。絶対値でも、フランスの 16 ポイントが最大であり、EU 全体では 10 ポイントにとどまる。30 ポイント以上にのぼると思われる日本人と日系南米人の差は、OECD 全体でも最悪の水準と思われる。

表 2 欧州と日本の失業率の推移 (季節調整値)

		2008.4-6	2008.7-9	2008.10-12	2009.1-3	2009.4-6	2009.7-9
EU 27 カ国	EU 域外国籍者	14.1	13.6	15.7	19.3	19.2	18.9
	域内国民	6.4	6.4	6.9	8.1	8.2	8.4
ドイツ	EU 域外国籍者	18.0	16.9	17.3	19.3	18.4	18.2
	自国民	7.0	6.4	6.2	7.2	7.0	7.0
アイルランド	EU 域外国籍者	7.9	10.2	9.2	12.1	15.1	16.0
	自国民	4.9	6.4	7.1	9.3	11.3	11.8
スペイン	EU 域外国籍者	17.0	17.5	22.6	30.2	29.7	28.5
	自国民	9.3	10.2	12.5	15.2	16.0	16.1
フランス	EU 域外国籍者	18.6	17.9	20.4	24.4	22.6	22.6
	自国民	6.6	6.9	7.6	8.3	8.3	8.5
イタリア	EU 域外国籍者	9.3	7.3	9.1	10.5	11.2	10.3
	自国民	6.6	6.0	6.9	7.7	7.0	7.0
イギリス	EU 域外国籍者	8.7	8.8	8.8	9.8	11.6	12.3
	自国民	5.0	6.0	6.1	7.0	7.5	7.9
日本	全体	4.0	4.0	4.0	4.5	5.2	5.5

出典：Eurostat、15～64 歳対象。

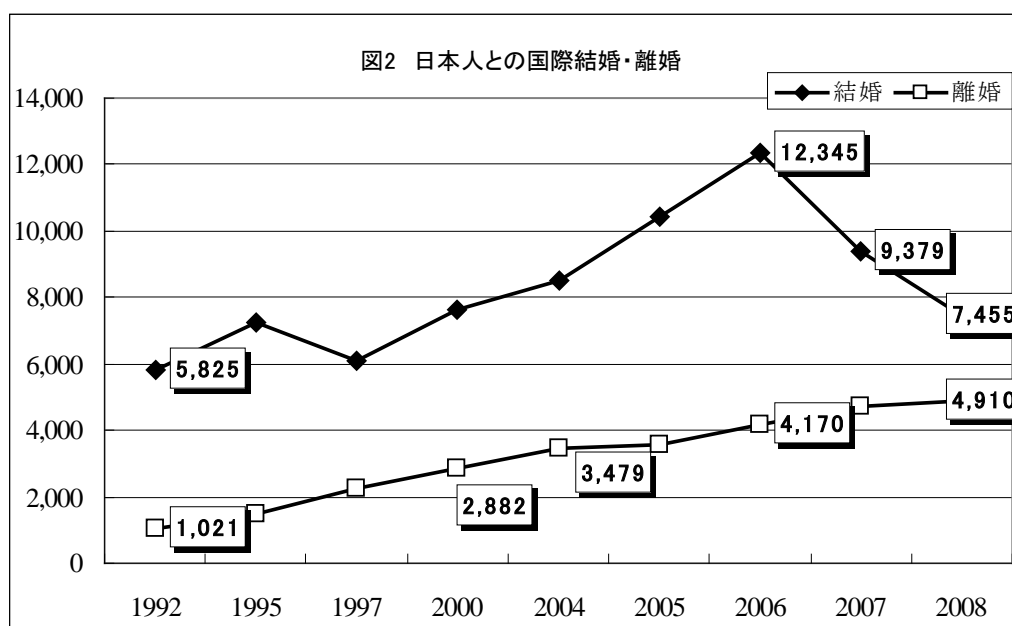
- ・ 南米人の大量失業の背景には、非正規雇用が 9 割弱にのぼる現実がある。自治体調査の結果は、豊橋市（2003）＝660 名中正規雇用（正社員と自営）12.4%、静岡県（2008）＝1922 名中 15.4%、浜松市（2007）＝1252 名中 10.4%、四日市市（2010）＝349 名中 13.2%。問題は、非正規雇用の比率が高いだけでなく正規雇用への移動機会が閉ざされていることで、出稼ぎ開始 20 年を経て労働市場の底辺へと固定化している。
- ・ 2009 年 5 月に始まった厚生労働省の「就労準備研修」は、職業訓練としての日本語研修を提供する、初めての積極的な政策である。しかし研修時間は最大 181 時間で、ドイツ（600 時間）やオランダ（510 時間）と比較してあまりに不十分。日本語の読み書きの難しさからしても、仕事で使える日本語の習得は不可能。加えて、対象者は 5000 人で、失業者の 1 割もカバーされない。景気回復により失業状態は漸次解消されていくと思われるが、人的資本の上積みがなければ以前と同様の不安定な仕事に固定化される結果に終わる。

—> **対策①**：現状では外国人の雇用・賃金をめぐる位置づけすら、統計には表れない。EU にならば、国籍別の雇用・賃金調査を整備すること。

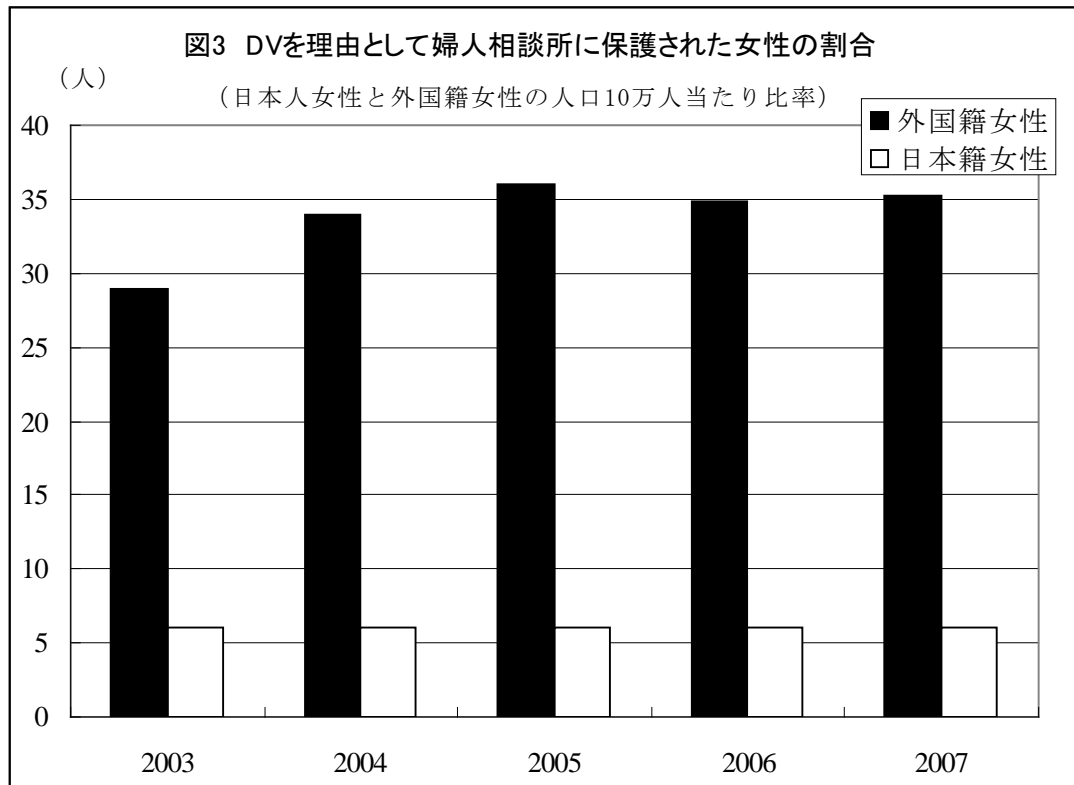
**対策②**：職業訓練に日本語研修を認めること、仕事で使える水準を目標とした語学教育・職業訓練プログラムを用意することが必要。今いる失業者を底辺に固定化するのではなく、失業を機会に職業訓練を受けられる仕組みを緊急に整備すべき。

### 3 フィリピン人母子世帯と生活保護

- ・ 図 2 の離婚件数が示すように、在日フィリピン人シングルマザーが急増している。シングルマザーの貧困が社会問題化しているが、日本人に比べて外国籍シングルマザーはより困難な状況にある。



- 離婚件数が増加する背景として、①外国籍女性に対する統合政策の欠如、②ドメスティックバイオレンスの深刻化などがあげられる。婦人相談所にDVを理由として保護される外国籍女性の比率は、日本籍女性の推計 5.5 倍であり、DV被害のハイリスク・グループとなっている<sup>1</sup>。



- 神奈川県川崎市で活動する NGO カラカサンが、2009 年にフィリピン人シングルマザーに関する日本初の実態調査を実施した。そこでの知見は以下のとおり。
  - 限られた就労機会と低い給与所得：多くの女性は、食品加工など製造業で就労しており、時給は 750~900 円程度である。一日 8 時間働いたとしても手取りで 10 万円程度。22 名の聞き取り中、常勤の仕事を経験したのは 3 名で、それ以外は非正規雇用。日本籍のシングルマザー<sup>2</sup>と比べて、外国籍シングルマザーの非正規雇用比率は著しく高い。常勤経験のある者は英語力を活かした職業に就いており、能力開発は安定した雇用に結びつく。近年では介護分野で就労する者も増えていることから、外国籍女性が実質的に活用できる職業訓練の開発が必要である。
  - 養育費確保の困難：DV 比率の高さが示すように、夫に従属する状態で離婚しているため権利行使が困難で、表 3 にあるように養育費の確保が難しい。

表3 養育費の確保状況

もらっている (遺族年金含む)	もらっていない
4人	18人

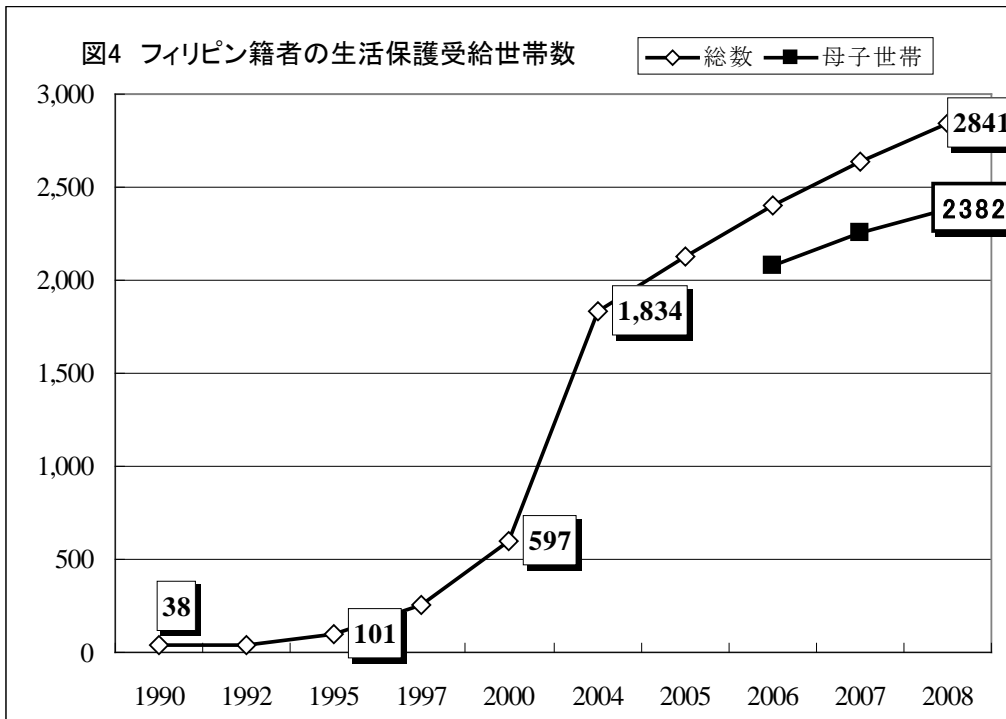
**【モデルケース】 母 40歳 子ども2人 9歳と4歳**

**世帯の収入**

就労収入 約10万円 + 児童手当 2万円 + 児童扶養手当 47,370円  
= 約17万円

**最低生活費（神奈川県川崎市の場合）** 約22万円

- ③ 児童扶養手当や児童手当などの給付、ひとり親家庭へのサービス給付などを受けられたとしても、最低生活費を上回る収入を確保するのは困難である。こうした現状から、生活保護を受給している在日フィリピン人母子世帯が急増しており、図4が示すように生活困窮は母子世帯の問題として現れる<sup>3</sup>。さらに、日本の社会保障制度は外国籍母子家庭の現実を想定しておらず、生活保護が海外の家族・親族訪問を認めないため、家族の病気や葬儀に出席できない事態も生じる。
- ④ シングルマザーの場合、家族・親族が日本におらず日本人との社会関係も希薄なため、金銭以外の援助を得る手段が日本人よりはるかに少ない。





—> **対策①**：こうした現状を解決するために、フィリピン人シングルマザーの生活状況を把握する必要がある。フィリピン人に限らず、国民生活基礎調査に「国籍」別の集計を加えることが必要である。さらに、全国母子世帯等調査では把握できない外国籍母子世帯調査を別個に実施する必要がある。

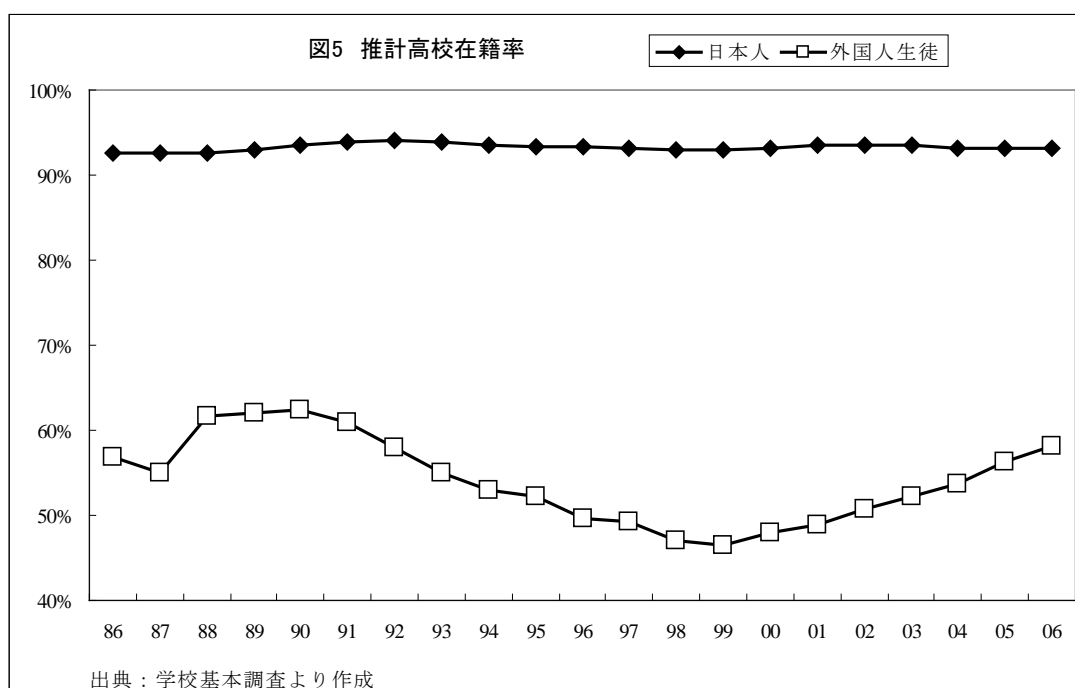
**対策②**：生計手段の獲得の困難さや社会関係の希薄さゆえに、外国籍シングルマザーは生活保護を必要とする比率がきわめて高い。生活保護へのアクセスを容易にするため、(1)社会保障制度の情報を多言語で効果的に配布、(2)多言語での相談対応の実施が求められる。

**対策③**：生活保護は日本国民を対象とした制度であるため、国境を越えた人の移動に対応可能な社会保障制度の構築が必要である。具体的には、(1)一時的な里帰りなど一時帰国の条件を緩和し、可能とする方策、(2)母国にいる家族の扶養（切りつめた生活費で送金を認めるなど）、(3)外国にいる子どもに対しても子ども手当を支給することなどが求められる。

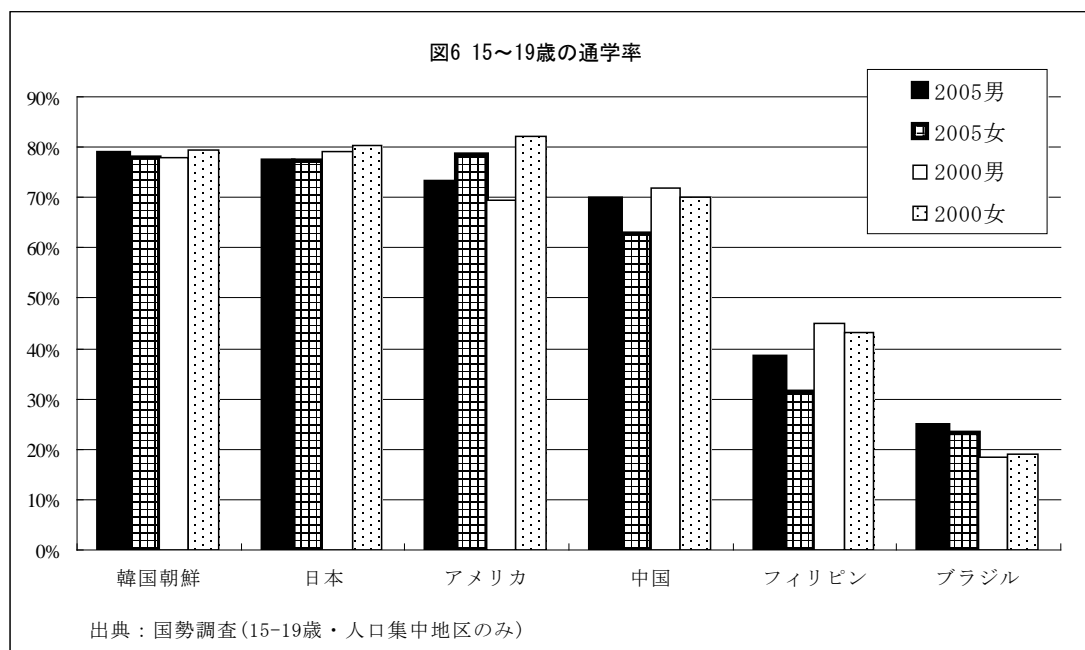
**対策④**：就労機会を広げ、社会関係の欠乏を補うため、雇用対策・援護・児童福祉にまたがる対策が必要。シングルマザーを対象とした職業訓練と託児機能を兼ねたセンターや民間事業への助成・立ち上げが必要。

#### 4 進学率の格差

- ・ 南米人児童生徒の「不就学」については文科省が全国調査を実施したが、高校・大学進学率の調査は都道府県レベルでもなされていない。しかし、進学格差の深刻さは断片的なデータからも明らかで、学校基本調査をもとにした図5の高校在籍率では改善の兆しがあるとはいえ、日本人と外国人で30ポイント程度の差がある<sup>4</sup>。



- この差は国籍別にみるとさらに拡大する。2度の国勢調査の結果では、韓国朝鮮・アメリカ・中国とフィリピン・ブラジルという2つのグループで大きな差が生じている（大学進学比率ではさらに差が拡大するだろう）。データでは現れないが、ベトナム・ラオス・カンボジア国籍の進学率も著しく低いことが報告されている。これらの国籍の多くは、中学卒で社会に出る状況にあり、「移民の社会的排除」が問題となる欧米より深刻な格差が将来生み出される可能性が高い。



—>対策：若年者の非正規雇用比率の高さは指摘されてきたが、外国籍若年者のそれは日本人よりはるかに高いものと思われる。外国籍若年者の非正規雇用比率は日本人よりはるかに高く、西欧のような移民の失業問題を生み出すことは必至である。若年者雇用対策の観点から、①文科省に対する進学率の国籍別把握と進学格差是正の要請、②外国人学卒者の就労実態調査と正規雇用確保の支援策が必要である。

## 6 公的な認知と迅速な対応を

- マイノリティ問題としての認知：アイヌや同和の問題に関しては、「格差」が認識されており、以下で引用するように今なお解決されざる問題と公的に認知されている。それに対して厚生労働省における「外国人問題」は、社会保障における内外人平等や「適正雇用」の指導など、「機会の平等」にかかわるものに限定されてきた。その結果として生まれたのが、これまでみてきた「結果の不平等」である。これは、在留外国人が「マイノリティ」として認知されてこなかった結果であり、まずこの点で認識を変える必要がある。

北海道のアイヌの人々の生活や教育の状況等については、昭和47(1972)年以降、おおむね7年毎に北海道が調査を行ってきた(最新は、平成18年に調査実施)。また、平成20(2008)年10月には、北

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」を実施した。これによれば、アイヌの人々の世帯における生活保護率は全道平均と比べて約1.5倍、全国平均と比べて約2.5倍となっている。また、大学への進学率は、30歳未満の世代に限ってみても、全国平均の約半分である。また、7割以上の者が経済的な困難を訴え、進学希望者が進学をあきらめた理由についても、約4分の3の者が経済的理由を挙げている。北海道の数次にわたる調査も併せてみると、北海道に居住するアイヌの人々の生活状況や進学率等は着実に改善されてきたが、北海道民あるいは国民全体との格差は依然として大きく残っているといわざるを得ない。

(内閣官房長官提出『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会』2009年7月)

- ・ 実質的な移民受入国としての対応を：2008年末時点で91万人いる永住者のうち、特別永住者は42万人、それ以外の永住者は49万人と逆転している。実質的な移民受入国となった日本として、「永住外国人」を貧困に追いやらない対策が求められる。

---

<sup>1</sup> 保護件数＝厚生労働省婦人相談所運営統計、人口（日本籍女性人口＝総務省人口推計、外国籍女性人口＝法務省外国人登録者数）をもとに保護人数を人口で除し、人口10万人当たりの保護人数を算出。

<sup>2</sup> 母子世帯全体：就労している者のうち常用雇用者42.5%、臨時・パートが43.6%『平成19年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況』。

<sup>3</sup> 生活保護を受給しているフィリピン籍世帯のうち、約83.8%が母子世帯である（厚生労働省被保護一斉調査）。

<sup>4</sup> この数値は、学校側が「外国人生徒」として届けた者のみが含まれるため、数値がやや低めに出る傾向があるが、全体の趨勢を表す上では支障がないだろう。

## 引用資料

がんばれ！ブラジル人会議，2009，『浜松市 経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査集計結果』。

岐阜県，2009，『定住外国人（ブラジル人）実態調査結果について（速報版）』。

浜松市，2007，『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査』。

滋賀県国際協会，2009a，『経済危機に伴う外国人住民の雇用・生活状況調査結果（速報）』。

———，2009b，『経済危機に伴う外国人住民の雇用・生活状況調査結果』。

静岡県，2008，『静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）報告書』。

豊橋市，2003，『日系ブラジル人実態調査報告書』。

渡邊博頭，2009，『外国人労働者の雇用実態と就業生活支援に関する調査』労働政策研究・研修機構。

四日市市，2010，『外国人市民実態調査アンケート』。

## 資料作成

移住労働者と連帯する全国ネットワーク・移住者と貧困プロジェクトチーム